

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

# 安全スタッフ

## 特集Ⅰ

**KYTの実践力を鍛える**  
**ボード使ってスピーディーに**  
東研サーモテック

## 特集Ⅱ

**相次ぐ現場火災で緊急会議**  
**溶接の火花に嚴重注意を**  
東京労働局

## ニュース

**感電防止へ特別教育示す**  
厚労省検討会 電気自動車整備で報告書

電子版はカラーでご覧になれます!!  
電子版登録(無料)のお問い合わせは  
 **0120-972-825**  
メルマガも配信中です!

No.2328

4 / 15  
2019

## ■ 災害のあらまし ■

Aが勤務する会社では、毎年4月になると新入社員歓迎会も兼ねて、費用は全額会社負担で花見を開催することが恒例行事となっている。なお、新入社員歓迎会への参加は基本的に自由であったが、2年目の社員は場所取りや企画運営をすることとなっており、上司からその年の場所取りはAの同僚であるBがするようにとの指示があった。しかしAが就業時間終了後に任意で場所取りをしに行き、その最中に木につまづき転倒し、左足を骨折したものである。

## ■ 判断 ■

本件災害は、就業時間終了後かつ会社から命令を受けていないにもかかわらず、Aが任意で行い生じた災害であり、一見すると、業務上の事由による負傷とされないように思われる。しかしながら、本件新入社員歓迎会は会社が費用を全額負担し、新入社員との親睦を深めることを目的としており、強制参加ではないがAを含む2年目の社員はお花見の場所取りや企画運営をすることとなっており、実質的に参加が強制されているものと考えられる。また、Aは会社から直接的な命令は受けていないものの、一連の行為が2年目の社員として会社から要請されるものであったとして業務に付随する行為と考えられ、業務遂行性が認められ**業務上の災害**と判断された。

## ■ 解説 ■

「業務災害」とは従業員の業務上の負傷、疾病、障害または死亡のことである。「業務上」とは業務が原因となったということであり、「業務遂行性」と「業務起因性」の2要件により業務上の事由かどうかを判

# 社労士が教える

# 労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRRアップ21 東京会  
社会保険労務士 小泉事務所

所長 小泉 正典

第288回

断される。

「業務遂行性」とは、労働者が使用者の管理下にある状態で発生したことをいい、「業務起因性」とは業務と災害との間に相当因果関係があることをいう。具体的には、業務との関連性の程度や事業主の関与の程度・態様、拘束性・強制性の程度などを総合的に考慮して判断される。この場合の業務とは一般的には各労働者の本来の担当業務をいうものと考えられがちだが、就業時間の前後において業務に付随して行われる準備行為や後始末行為も、担当業務に付随する業務行為であるとされている。

また、業務起因性を判断するにあたっては業務遂行性が必要となるが、業務遂行性があるからといって必ずしも業務起因性が認められるとは限らない。私的な行為や恣意的な行為を行い、それが原因で災害が発生した場合は、使用者の管理下にあったとしても業務災害とは認められない。

本件の場合、Aは新入社員歓迎会の企画運営を行うこととなっており、その役割は会社の指示のもと与えられたものであり、新入社員歓迎会に参加することやそれに付随する行為が業務としての性格を帯びてくる。また、場所取りに関して直接指示を受けたのはBであるが、Aの行為は私的な行為や恣意的な行為とはいえ、2年目の社員として会社から要請されるものであったといえるため業務上災害と認められた。

ちなみに、本件のような歓迎会や社員旅行などの行事に関連するトラブルは頻繁に起こり得る。そこで参考までに、歓迎会や社員旅行などの行事への参加自体が業務に該当するかどうかについて検討すると、実質的に参加が義務的なものだったかどうかで判断されているといえる。通達によると、「全職員について参加が命じられ、こ



れに参加すると出勤扱いとなるような会社主催の行事に参加する場合等は業務と認められる。…逆に、このような事情のない場合、例えば、会社主催ではあるが参加するか否かが労働者の任意とされているような行事に参加するような場合には、業務とまらない。ただし、そのような会社のレクリエーション行事であっても、厚生課員が仕事としてその行事の運営にあたる場合には当然業務となる。また事業主の命によって労働者が拘束されないような同僚との懇親会、同僚の送別会への参加等も業務とまらない」とされている（昭和48.11.22基発第644号）。判断のポイントについて整理すると、①参加について業務命令があること（社員全員強制参加・欠勤扱いになるなど）、②行事の目的、業務との関連性（重要な打ち合わせも兼ねているかなど）、③行われる時間帯と所要時間、④参加中に残業代が支払われていること、⑤参加費用を会社が負担していることなどといえる。

社内行事に関連する災害については、以上のポイントを踏まえたうえで、業務外だと決めつけるのではなく、慎重に判断していくべきだと言えるだろう。

◇ SR アップ 21 : [www.srup21.or.jp](http://www.srup21.or.jp)